



ビックカメラ

第43期 定時株主総会 招集ご通知

開 催 日 時 2023年11月22日（水曜日）
午前10時

開 催 場 所 東京都板橋区大山東町51-1
板橋区立文化会館 大ホール

議 案
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員で
ある取締役を除く。）
9名選任の件

目 次

招集ご通知	1 頁
株主総会参考書類	6 頁
事業報告	13 頁
連結計算書類	29 頁
計算書類	31 頁
監査報告書	33 頁

- ・ おみやげ（クーポン券、カレンダー、飲料等を含む）の配布は一切ございません。

招 集 通 知 閱 覧 も 議 決 権 行 使 も ス マ ホ で 簡 単

 **スマート招集**



議決権行使書用紙をご用意ください

「スマート行使」で簡単議決権行使
議決権行使書用紙に記載されたQRコードを
スマートフォンで読み取ることで、
議決権行使コード等を入力する
ことなく専用サイトにログインし、
議決権を行使することができます。



議決権行使書用紙を
ご確認ください

株式会社 **ビックカメラ**

証券コード 3048

証券コード 3048
2023年11月7日

株 主 各 位

東京都豊島区高田三丁目23番23号

株式会社ビックカメラ

代表取締役社長 秋 保 徹

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しておりますので、当該ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.biccamera.co.jp/ir/library/index7.html>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ビックカメラ」又は「コード」に当社証券コード「3048」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/3048/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年11月21日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年11月22日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都板橋区大山東町51-1
板橋区立文化会館 大ホール

3. 会議の目的事項

- (報告事項)
- (1) 第43期（自2022年9月1日 至2023年8月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第43期（自2022年9月1日 至2023年8月31日）計算書類の内容報告の件

(決議事項)

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

3～5頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

5. その他本招集ご通知に関する事項

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、事業報告の「主要な事業所」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」を除いております。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

以上

- ~~~~~
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネットにより議決権を行使される場合



4～5頁の案内に従ってスマートフォン又はパソコンから議決権行使ウェブサイトログインしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。

2023年11月21日（火曜日）
午後6時 入力完了分まで

書面（郵送）により議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

2023年11月21日（火曜日）
午後6時 到着分まで

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

2023年11月22日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

- ※ インターネット等及び書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。



インターネットにより議決権を行使される場合

2023年11月21日（火曜日）

午後6時 入力完了分まで

「スマート行使」 ログインQRコードを読み取る方法

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインQRコードを読み取ることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

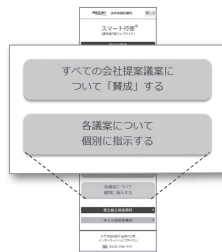
※議決権行使書用紙はイメージです。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

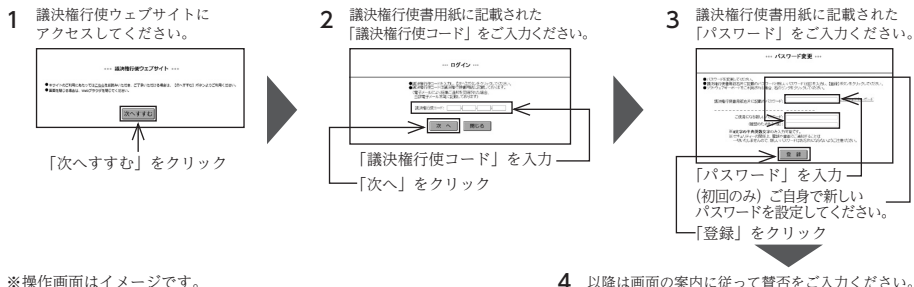
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できません。



議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



※操作画面はイメージです。

（ご注意）

- ・パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続ください。
- ・インターネット接続に係る費用は株主様のご負担になります。
- ・パソコンやスマートフォン等のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。



書面（郵送）により議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

2023年11月21日（火曜日）午後6時 到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

ここに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 否認する場合 >> 「否」の欄に〇印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員否認する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者を否認する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱わせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を最も重要な経営課題の一つと考えており、業績に応じた適正な利益配当の実施をその基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、1株につき10円といたしたいと存じます。

なお、2023年5月に中間配当を1株につき5円にて実施しておりますので、中間配当金を加えました通期の年間配当金は15円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき10円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、1,711,719,990円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年11月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（10名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化を図るため、1名減員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関して当社の監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し検討を行った結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び実績等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の地位及び担当等	
1	あきほ 秋保 徹 <small>とある</small>	代表取締役社長 社長執行役員 株式会社コジマ取締役	再任
2	あべ 安部 徹 <small>とある</small>	取締役 常務執行役員 経理財務管掌	再任
3	なか 川景 樹 <small>けい じゅ</small>	取締役 常務執行役員 情報システム管掌 (兼) ロジスティクス管掌 (兼) 株式会社ラネット代表取締役社長	再任

候補者 番号	氏名	現在の地位及び担当等	
4	たむらえいじ 田村英二	取締役 常務執行役員 総務人事管掌（兼） 総務人事部長	再任
5	ねもと なちか 根本奈智香	取締役 執行役員 サステナビリティ担当	再任
6	なかざわ ゆうじ 中澤裕二	取締役 株式会社コジマ代表取締役社長 社長執行役員	再任
7	うえむら たけし 上村武志	取締役	再任 社外 独立
8	とくだ きよし 徳田 潔	取締役	再任 社外 独立
9	なかむら まさる 中村 勝	取締役	再任 社外

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号	あきほ とおる 秋保 徹	(1974年12月11日生)	再任
-----------	-----------------	----------------	----

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1997年3月	当社入社	2020年9月	当社取締役専務執行役員事業推進部門管掌商品本部長
2012年9月	当社執行役員第二商品部長	2020年12月	当社取締役専務執行役員事業推進部門管掌マーケティング本部長
2013年10月	当社執行役員商品部長	2022年9月	当社代表取締役社長 社長執行役員（現任）
2015年10月	当社執行役員EC事業部長	2022年11月	株式会社コジマ取締役（現任）
2017年2月	当社常務執行役員EC事業本部長		
2018年11月	当社取締役常務執行役員EC本部長		
2019年8月	当社取締役常務執行役員商品本部長兼EC本部長		

所有する当社の株式数：1,900株

在任年数：5年（本株主総会終結時）

取締役会出席状況：17/17回

取締役候補者とした理由

秋保徹氏は長年にわたり、商品仕入部門・EC部門の責任者を務め、昨年9月に代表取締役社長社長執行役員に就任するなど、当社の中で培った豊富な経験・実績・見識を有しております。その見識等を経営に活かすことにより当社の企業価値向上に資する者として適任であると考え、取締役候補者いたしました。

候補者 番号 2	あ べ とおる 安 部 徹	(1961年6月16日生)	再任
----------------------------	-------------------------	---------------	-----------

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2005年7月	当社入社	2017年2月	当社取締役専務執行役員経営企画本部長
2009年11月	当社取締役経営企画部長		
2010年11月	東京カメラ流通協同組合代表理事(現任)	2020年9月	当社取締役専務執行役員経営管理部門管掌経理財務本部長
2012年9月	当社取締役常務執行役員経営企画本部長兼経営企画部長	2020年12月	当社取締役専務執行役員経営管理部門管掌経営管理本部長
2013年1月	株式会社東京計画代表取締役社長(現任)	2022年9月	当社取締役専務執行役員経営管理本部長
		2023年9月	当社取締役常務執行役員経理財務管掌(現任)

所有する当社の株式数：13,700株

在任年数：14年(本株主総会最終時)

取締役会出席状況：17/17回

取締役候補者とした理由

安部徹氏は長年にわたり、経営企画部門の責任者を務め、当社グループ会社の代表取締役等を歴任するなど当社グループの中で培った豊富な経験・実績・見識を有しております。その見識等を引き続き経営に活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると考え、取締役候補者いたしました。

候補者 番号 3	なか がわ けい じゅ 中 川 景 樹	(1975年7月17日生)	再任
----------------------------	-------------------------------	---------------	-----------

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2002年8月	当社入社	2020年9月	当社取締役執行役員DX・DC本部長
2002年8月	株式会社ラネット 取締役		
2009年2月	同社代表取締役社長(現任)	2021年9月	当社取締役常務執行役員経営企画本部副本部長兼事業開発部長
2018年9月	当社執行役員	2022年9月	当社取締役専務執行役員経営企画本部長
2018年11月	当社取締役執行役員	2023年9月	当社取締役常務執行役員情報システム管掌(兼)ロジスティクス管掌(現任)
2018年12月	当社取締役執行役員デジタルコミュニケーション本部長		

所有する当社の株式数：1,500株

在任年数：5年(本株主総会最終時)

取締役会出席状況：17/17回

取締役候補者とした理由

中川景樹氏は、経営企画部門の責任者を務めるほか、携帯電話の販売代理店事業を展開する当社グループ会社の代表取締役社長を務めるなど当社グループの中で培った豊富な経験・実績・見識を有しております。その見識等を引き続き経営に活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると考え、取締役候補者いたしました。

候補者
番号 **4**

たむらえいじ
田村英二

(1960年1月19日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2010年6月	当社入社	2020年9月	当社取締役専務執行役員経営戦略部門管掌経営企画本部長兼経営企画部長
2011年9月	当社執行役員人事部長		
2016年11月	当社取締役執行役員総務本部長兼人事部長	2021年9月	当社取締役専務執行役員経営戦略部門管掌経営企画本部長
2017年2月	当社取締役常務執行役員総務本部長兼人事部長	2022年9月	当社取締役専務執行役員関連事業本部長
2018年9月	当社取締役専務執行役員総務本部長兼人事部長	2022年11月	当社取締役専務執行役員関連事業本部長兼A S事業部長
		2023年9月	当社取締役常務執行役員総務人事管掌(兼)総務人事部長(現任)

所有する当社の株式数：53,200株

在任年数：7年(本株主総会最終時)

取締役会出席状況：17/17回

取締役候補者とした理由

田村英二氏は長年にわたり、人事部門・経営企画・総務部門の責任者を務め、その中で培った豊富な経験・実績・見識を有しております。その見識等を引き続き経営に活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると考え、取締役候補者といたしました。

候補者
番号 **5**

ねもと なちか
根本奈智香

(1974年9月24日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1997年3月	当社入社	2021年11月	当社取締役執行役員経営企画本部副本部長兼サステナビリティ推進部長
2009年9月	当社池袋本店副店長		
2012年9月	当社執行役員聖蹟桜ヶ丘駅前店長	2022年9月	当社取締役常務執行役員人財開発部長
2013年4月	当社執行役員人事部担当部長	2023年9月	当社取締役執行役員サステナビリティ担当(現任)
2021年9月	当社執行役員経営企画本部副本部長兼サステナビリティ推進部長		

所有する当社の株式数：1,600株

在任年数：2年(本株主総会最終時)

取締役会出席状況：17/17回

取締役候補者とした理由

根本奈智香氏は長年にわたり、当社営業店舗で活躍し、その後人事部門にて女性活躍推進に尽力するなど、その中で培った豊富な経験・実績・見識を有しております。その見識等を引き続き経営に活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると考え、取締役候補者といたしました。

候補者 番号	6	なか	ざわ	ゆう	じ	(1973年12月28日生)	再任
		中	澤	裕	二		

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1995年 6月	株式会社コジマ入社	2018年 9月	同社常務執行役員営業本部営業企画・管理部長
2000年 7月	同社NEW青葉台店店長	2020年 9月	同社社長執行役員
2010年 4月	同社マーケティング企画室マネージャー	2020年 11月	同社代表取締役社長社長執行役員(現任)
2012年 2月	同社マーチャンダイジング部マネージャー	2020年 11月	当社取締役(現任)
2014年 9月	同社執行役員営業本部営業部営業企画管理支援室長	2021年 6月	株式会社とちぎテレビ社外取締役(現任)
2016年 9月	同社執行役員営業本部営業企画・管理部長		

所有する当社の株式数：1,800株

在任年数：3年(本株主総会終結時)

取締役会出席状況：17/17回

取締役候補者とした理由

中澤裕二氏は長年にわたり、当社グループ株式会社コジマの商品部門及び営業部門の責任者を務め、2020年11月に同社代表取締役社長に就任するなど、同社の中で培った豊富な経験・実績・見識を有しております。その見識等を経営に活かすことを期待し、取締役候補者いたしました。

候補者 番号	7	うえ	むら	たけ	し	(1947年1月19日生)	再任	社外	独立
		上	村	武	志				

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1972年 4月	株式会社読売新聞社入社	2011年 6月	学校法人文化学院理事長
2002年 1月	株式会社読売新聞社東京本社政治部長	2014年 6月	株式会社よみうりランド代表取締役社長
2003年 6月	同社東京本社編集局次長	2017年 6月	同社取締役最高顧問
2003年 9月	同社論説委員会副委員長	2020年 6月	同社最高顧問
2008年 6月	学校法人読売理工学院理事長	2020年 11月	当社社外取締役(現任)

所有する当社の株式数：2,700株

在任年数：3年(本株主総会終結時)

取締役会出席状況：17/17回

社外取締役候補者とした理由、期待される役割の概要

上村武志氏は経営者として豊かな経験と幅広い見識を有しておられ、これらの豊富な経験と見識から、当社経営に対する的確な助言をいただいております。また、取締役会の諮問機関である指名委員会及び報酬委員会の委員を務めるなど、当社のガバナンスの維持・強化に貢献いただいております。今後も、客観的・中立的な立場から助言や提言を期待できることから、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、当社の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年となります。

候補者 番号	8	とく 徳	だ 田	きよし 潔	(1954年6月7日生)	再任	社外	独立
-----------	---	---------	--------	----------	--------------	----	----	----

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1977年4月	株式会社日本経済新聞社入社	2015年7月	株式会社日本経済新聞社専務執行役員
1994年9月	株式会社日経BP出向日経ビジネス副編集長	2016年6月	株式会社テレビ東京上席執行役員
2005年1月	日経MJ（流通新聞）編集長	2020年7月	株式会社テレビ東京ホールディングス嘱託（現任）
2008年3月	株式会社日本経済新聞社編集局総務兼電子新聞開発本部事務局長	2020年11月	当社社外取締役（現任）
2013年3月	株式会社日本経済新聞デジタルメディア専務取締役		

所有する当社の株式数：800株

在任年数：3年（本株主総会終結時）

取締役会出席状況：17/17回

社外取締役候補者とした理由、期待される役割の概要

徳田潔氏は経営者として豊かな経験と幅広い見識を有しておられ、これらの豊富な経験と見識から、当社経営に対する的確な助言をいただいております。また、取締役会の諮問機能である指名委員会及び報酬委員会の委員を務めるなど、当社のガバナンスの維持・強化に貢献いただいております。今後も、客観的・中立的な立場から助言や提言を期待できることから、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、当社の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年となります。

候補者 番号	9	なか 中	むら 村	まさる 勝	(1957年1月11日生)	再任	社外
-----------	---	---------	---------	----------	---------------	----	----

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年4月	株式会社三井銀行入行	2007年4月	同行プライベートバンキング営業部 部長
1996年10月	株式会社さくら銀行大阪営業第二部 次長	2010年7月	同行プライベートバンキング営業部 部長兼エグゼクティブプライベートバンカー（現任）
1998年6月	同行虎ノ門支店副支店長	2022年11月	当社社外取締役（現任）
1999年10月	同行プライベートバンキング部グループ長		
2001年4月	株式会社三井住友銀行プライベートバンキング営業部グループ長		

所有する当社の株式数：600株

在任年数：1年（本株主総会終結時）

取締役会出席状況：14/14回 2022年11月17日取締役就任以降、当事業年度に開催された取締役会全てに出席しております。

社外取締役候補者とした理由、期待される役割の概要

中村勝氏は金融機関における豊かな経験と幅広い見識を有しておられ、これらの豊富な経験と見識を当社の経営に反映し、社外取締役として当社経営に対する的確な助言をいただくとともに、当社のガバナンスの維持・強化に貢献いただいております。今後も客観的・中立的な立場から助言や提言が期待できることから、引き続き社外取締役候補者いたしました。当社の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年となります。

- (注) 1. 取締役候補者中澤裕二氏は株式会社コジマの代表取締役であり、当社は同社との間で商品の発注及び代金の支払業務の受託等の取引があるとともに家電品等販売に関する事業において競業関係にあります。
2. 上記以外の各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 上村武志氏、徳田潔氏及び中村勝氏は社外取締役候補者であります。
4. 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との責任限定契約について当社は、会社法第427条第1項及び定款第31条に基づき、中澤裕二氏、上村武志氏、徳田潔氏及び中村勝氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。4氏の再任が承認されたときは、当社は4氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当社は、保険会社との間で、当社の全ての取締役及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、1年毎に契約更新しております。
6. 独立役員について
当社は、上村武志氏及び徳田潔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏が再選され社外取締役に就任した場合には、引き続き独立役員の届出を継続する予定であります。

以 上

(ご参考) 株主総会後の取締役のスキル・マトリックス

(注) 本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合の取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	性別	企業経営 経営戦略	サステナ ビリティ	イノベー ション	商品 開発	マーケ ティング	店舗 開発	M&A 事業戦略	IT デジタル	グローバル 戦略 知見	財務 会計	法務 リスク	ダイバー シティ 人事 ウェル ビーイング	IR 株主 エンゲジ メント
秋保 徹	男	●	●		●	●	●							
安部 徹	男		●					●			●			●
中川 景樹	男	●	●	●				●						
田村 英二	男	●	●			●							●	
根本 奈智香	女		●			●						●	●	
中澤 裕二	男	●	●		●	●								
上村 武志	男	●	●							●			●	
徳田 潔	男	●	●	●					●					
中村 勝	男		●	●				●		●				
大塚 典子	女		●								●	●	●	
岸本 裕紀子	女		●			●						●	●	
砂山 晃一	男		●	●							●	●		
利光 剛	男	●	●								●	●		

事業報告

(自 2022年9月1日)
(至 2023年8月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかに景気が回復しております。企業収益は、総じてみれば改善しており、雇用情勢は改善の動きがみられ、個人消費は持ち直しております。

当家電小売業界における売上は、ゲーム等が好調に推移いたしました。テレビ、エアコンや調理家電等が低調であったため、総じて低調に推移いたしました。

こうした状況下において、「専門性と先進性で、より豊かな生活を提案する、進化し続けるこだわりの専門店の集合体」と定めた企業理念のもと、「原点回帰」、「強い店舗」、「収益構造の抜本的見直し」、「EC事業の加速度的な成長」及び「人を成長の原動力とする経営」の5点を経営方針に掲げ、その実現に向け、「従業員のウェルビーイング推進」を筆頭に、質の改善を目標とする「生産性向上戦略」及び量の拡大を目指す「成長戦略」を3大戦略として取り組んでおります。

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでいた免税売上は、足元ではコロナ前の8割程度まで回復しております。

店舗展開におきましては、2022年11月1日に「ビックカメラ 千葉駅前店」（千葉県千葉市）を開店いたしました。グループ会社におきましては、株式会社コジマが、2023年7月14日に「コジマ×ビックカメラ 有明ガーデン店」（東京都江東区）を、9月1日に「ビックカメラ 聖蹟桜ヶ丘駅前店」の閉店後跡地に「コジマ×ビックカメラ 聖蹟桜ヶ丘駅前店」（東京都多摩市）を開店いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は 8,155億60百万円（前期比 2.9%増）、営業利益は 142億15百万円（前期比 20.4%減）、経常利益は 165億66百万円（前期比 20.4%減）、税金等調整前当期純利益は 100億72百万円（前期比 31.2%減）となりました。法人税等合計が 51億2百万円、非支配株主に帰属する当期純利益が 20億32百万円となったため、親会社株主に帰属する当期純利益は 29億36百万円（前期比 49.1%減）となり、ROE（自己資本当期純利益率）は 2.2%となりました。

セグメント別売上概況は、次のとおりであります。

セグメントの名称及び品目	売上高 (百万円)	構成比 (%)	前期比 増減率(%)
音響映像商品	112,385	13.8	△3.5
家庭電化商品	256,449	31.4	△2.1
情報通信機器商品	258,207	31.7	△1.7
その他の商品	175,352	21.5	27.0
物品販売事業	802,395	98.4	3.0
B S デジタル放送事業	11,537	1.4	0.5
その他の事業	1,627	0.2	△5.2
合計	815,560	100.0	2.9

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、「専門性と先進性で、より豊かな生活を提案する、進化し続けるこだわりの専門店の集合体」と定めた企業理念のもと、経営戦略として「ビックカメラらしい強い店舗を取り戻す」を掲げ、その実現に向け、「人を成長の原動力とする」を筆頭に、「強い店舗の再構築」、「収益構造の抜本的見直し」及び「中長期の成長戦略」を4大施策として取り組んでまいります。

① 人を成長の原動力とする

創業理念や企業理念の浸透・実践に向けた発信・研修等の実行により、「企業理念に基づく経営」を推進するとともに、教育、研修及びキャリアパスも含めた新制度の導入や健康の保持増進への戦略的取組を通じた「育成制度の見直し、健康経営への取組」等を進めることで、従業員の成長を通じて企業価値の向上を目指してまいります。

② 強い店舗の再構築

店舗における接客を阻害する要因を突き止め解決することで、販売員の時間・体力を創出することにより「お客様に向きあう為の環境づくり」を推進するとともに、旗艦店を中心とした戦略的な人員配置の実施検討による「人的リソースの再配置」を核とし、お客様の声に基づいた店舗経営の一助とすべく「NPS (Net Promoter Score) の取組深化」や店舗を起点とした顧客づくりの一環としてECを強化する「ECの拡充」等に努めることで強い店舗を再構築してまいります。

③ 収益構造の抜本的見直し

販管費抑制の取組継続に加え、店舗をはじめとするPDCA機能の強化による「経営管理基盤の強化」、不採算の事業・施策を抽出、経営リソース集約の検討を行う「事業ポートフォリオの見直し」等に徹底的に取り組むことで筋肉質な収益構造を目指してまいります。

④ 中長期の成長戦略

サービスサポートをはじめとする顧客体験価値を向上させる独自サービスの創出による「事業領域の拡大」やグループ企業との連携強化を通じて、中長期の成長を目指してまいります。

店舗展開につきましては、当社において年1店舗程度、株式会社コジマにおいて年数店舗の新規出店に取り組むことにより、都市型と郊外型の補完関係を強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒倍旧のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は124億70百万円であります。その内訳は、有形固定資産55億63百万円、無形固定資産58億77百万円、投資その他の資産10億30百万円であり、主なものは、ビックカメラ千葉駅前店の店舗新設に係る設備、日本BS放送株式会社の放送設備、システム開発に係るソフトウェア及び店舗改装等に係る設備の取得であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第40期 (2020年8月期)	第41期 (2021年8月期)	第42期 (2022年8月期)	第43期 (当連結会計年度) (2023年8月期)
売上高 (百万円)	847,905	834,060	792,368	815,560
経常利益 (百万円)	14,690	21,629	20,808	16,566
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	5,450	8,761	5,765	2,936
1株当たり当期純利益 (円)	30.98	49.80	33.22	17.16
総資産 (百万円)	472,074	454,466	456,466	449,840
純資産 (百万円)	169,791	179,523	169,133	176,383

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を前連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況

名称	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	事業内容
株式会社WILBY	2	100.0	Webサービスの企画・開発・運営
株式会社生毛工房	10	100.0	寝具の製造・販売
株式会社ソフマップ	100	100.0	パソコン・デジタル機器の 販売・買取
株式会社東京計画	10	100.0	広告代理業、不動産の賃貸 ・管理及びゴルフ場の運営
株式会社ビック酒販	50	100.0	酒類・飲食物の販売
株式会社ビックデジタルファーム	50	100.0	情報処理サービス及びその 請負
株式会社ビックライフソリューション	10	100.0	飲料水の企画・開発・製 造・販売
株式会社ビックロジサービス	40	100.0	一般貨物運送業
株式会社ラネット	500	100.0	携帯電話販売代理店の運営
東京カメラ流通協同組合	14	100.0 (51.0)	共同金融事業
株式会社じゃんぱら	10	(100.0)	携帯電話・パソコン等の買 取販売
株式会社ソーモバイル	10	(100.0)	情報処理サービス及びその 請負
株式会社TDM準備会社	150	(100.0)	携帯電話販売代理店の運営
豊島ケーブルネットワーク株式会社	100	82.7	有線テレビジョン放送事業
日本BS放送株式会社	4,186	61.4	BS デジタル放送事業
株式会社ゴジマ	25,975	50.5	家庭電化商品等の販売

- (注) 1. 議決権比率の () 内は、間接所有割合で内数であります。
2. 株式会社ジェービーエスは、株式会社ビックロジサービスを存続会社とする吸収合併（合併期日：2022年9月1日）により消滅しております。また、本合併に伴い、株式会社ビックロジサービスは重要性が増したため、連結子会社としております。
3. 2022年9月15日付で、株式会社ビックデジタルファームを新たに設立し、連結子会社としております。
4. 2022年12月15日付で、当社の連結子会社である株式会社ラネットが株式会社マイテックの全株式を取得し、同社及び同社子会社の株式会社ソーモバイルを連結子会社としております。なお、株式会社マイテックは、株式会社ラネットを存続会社とする吸収合併（合併期日：2023年6月1日）により消滅しております。
5. 2023年6月23日付で、当社の連結子会社である株式会社ラネットが株式会社TDM準備会社を新たに設立し、連結子会社としております。なお、同社は、2023年10月1日付で株式会社TDモバイルが営む事業（一部店舗を除く。）を吸収分割の方法により承継し、同日付で商号を株式会社TDモバイルに変更しております。

(7) 主要な事業内容 (2023年8月31日現在)

当社グループは、当社、子会社23社及び関連会社3社で構成され、音響映像商品、家庭電化商品、情報通信機器商品及びその他の商品の物品販売を行う物品販売事業並びにBSデジタルハイビジョンによるテレビ放送を行うBSデジタル放送事業を主な事業としております。

物品販売事業の主要品目は、次のとおりであります。

区分	主要品目
音響映像商品	カメラ、テレビ、レコーダー、ビデオカメラ、オーディオ 他
家庭電化商品	冷蔵庫、洗濯機、調理家電、季節家電、理美容家電 他
情報通信機器商品	パソコン本体、パソコン周辺機器、携帯電話 他
その他の商品	ゲーム、時計、中古パソコン等、スポーツ用品、玩具、メガネ・コンタクト、酒類・飲食物、医薬品・日用雑貨 他

(8) 使用人の状況 (2023年8月31日現在)

① 企業集団の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
物品販売事業	10,062名 (7,507名)	491名増 (294名増)
BSデジタル放送事業	104名 (15名)	7名増 (1名減)
その他の事業	34名 (12名)	3名増 (-)
合計	10,200名 (7,534名)	501名増 (293名増)

(注) 1. 使用人数は、就業人員数であります。

2. ()は臨時雇用者数(アルバイト、派遣社員を含む)であり、年間の平均人員(1日1人8時間換算)を外数で記載しております。

② 当社の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,448名 (1,732名)	104名減 (36名増)	36.5歳	12.3年

(注) 1. 使用人数は、就業人員数であります。

2. ()は臨時雇用者数(アルバイト、派遣社員を含む)であり、年間の平均人員(1日1人8時間換算)を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2023年8月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	29,038
株式会社三井住友銀行	15,345
株式会社日本政策投資銀行	15,000
株式会社足利銀行	9,450
農林中央金庫	8,505

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2023年8月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	508,200,000株
(2) 発行済株式の総数	188,146,304株
(3) 株主数	332,570名
(4) 大株主 (上位10名)	

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
管理信託(A001) 受託者 株式会社SMB C信託銀行	15,698,100	9.17
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	13,602,300	7.95
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0700026	12,657,000	7.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10,835,200	6.33
株式会社ラ・ホールディングス	9,590,260	5.60
三井住友信託銀行株式会社 (信託口 甲1号)	8,617,600	5.03
野村信託銀行株式会社(信託口2052152)	7,500,000	4.38
株式会社 T B S テレビ	6,119,000	3.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(リテール信託口820079254)	4,646,530	2.71
野村信託銀行株式会社(信託口2052116)	2,258,070	1.32

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (16,974,305株) を控除して計算しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 管理信託 (A001) 受託者 株式会社SMB C信託銀行、みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0700026、三井住友信託銀行株式会社 (信託口 甲1号)、野村信託銀行株式会社 (信託口2052152)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (リテール信託口820079254) 及び野村信託銀行株式会社 (信託口2052116) の全持株数並びに株式会社日本カストディ銀行 (信託口) の持株数のうち12,503,400株 (持株比率7.30%) については、新井隆二氏が委託した信託財産であり、議決権行使に関する指図者は同氏であります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項（2023年8月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	秋保 徹	社長執行役員
取締役	川村 仁志	副社長執行役員内部統制本部長、豊島ケーブルネットワーク株式会社代表取締役会長
取締役	中川 景樹	専務執行役員経営企画本部長、株式会社ラネット代表取締役社長、株式会社ソーモバイル代表取締役社長
取締役	安部 徹	専務執行役員経営管理本部長、株式会社東京計画代表取締役社長、東京カメラ流通協同組合代表理事
取締役	田村 英二	専務執行役員関連事業本部長兼A S事業部長
取締役	根本 奈智香	常務執行役員人財開発部長
取締役	中澤 裕二	株式会社コジマ代表取締役社長社長執行役員
取締役	上村 武志	
取締役	徳田 潔	
取締役	中村 勝	
取締役 (常勤監査等委員)	大塚 典子	
取締役 (監査等委員)	岸本 裕紀子	
取締役 (監査等委員)	砂山 晃一	
取締役 (監査等委員)	利光 剛	

- (注) 1. 取締役上村武志氏、取締役徳田潔氏、取締役中村勝氏、取締役岸本裕紀子氏、取締役砂山晃一氏及び取締役利光剛氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役上村武志氏、取締役徳田潔氏、取締役岸本裕紀子氏、取締役砂山晃一氏及び取締役利光剛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ・2022年11月17日開催の第42期定時株主総会における異動
- | | | |
|----|------------|-------|
| 就任 | 取締役 | 中村 勝氏 |
| 就任 | 取締役（監査等委員） | 利光 剛氏 |
| 退任 | 取締役 | 木村一義氏 |
| 退任 | 取締役 | 佐藤正昭氏 |
4. 代表取締役社長秋保徹氏は、株式会社コジマの取締役を兼職しております。
5. 取締役川村仁志氏は、日本BS放送株式会社の監査役を兼職しております。
6. 取締役中澤裕二氏は、株式会社とちぎテレビの社外取締役を兼職しております。
7. 取締役（監査等委員）大塚典子氏、砂山晃一氏及び利光剛氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・大塚典子氏は、長年にわたり、内部監査・内部統制部門の責任者を務めるばかりでなく当社グループ会社の代表取締役を歴任しており、豊富な経験・実績・見識を有しております。
 - ・砂山晃一氏は、金融機関において要職を歴任されたのち、上場企業の社外取締役（監査等委員）及び社外監査役等を歴任しており、豊富な経験・実績・見識を有しております。

- ・利光剛氏は、経営者として、また弁護士として、豊富な経験・実績・見識を有しております。
- 8. 取締役（監査等委員）砂山晃一氏は、日本金属株式会社の社外監査役を兼職しております。
- 9. 取締役（監査等委員）利光剛氏は、株式会社インテンスプロジェクトの取締役を兼職しております。
- 10. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。

11. 当社は執行役員制度を導入しております。2023年8月31日現在における執行役員（執行役員を兼務している取締役は除く。）は、次の17名であります。

役職名	氏名
常務執行役員E C・ロジスティクス本部長兼ロジスティクス部長	畑 岳一郎
常務執行役員MD本部長	佐藤 壮史
執行役員経営管理本部副本部長	上野 善晴
執行役員E C・ロジスティクス本部副本部長兼E C事業部長	儘田 雅樹
執行役員関連事業本部副本部長	中西 敏広
執行役員E C・ロジスティクス本部副本部長兼ロジスティクスサービス部長	畑中 英治
執行役員法人営業部長	田島 憲一
執行役員社長室担当部長	岩見信一郎
執行役員店舗開発部長	前田 光洋
執行役員商品企画開発部長	矢崎 信雅
執行役員第1営業ブロックマネージャー	川崎 義勝
執行役員MD本部副本部長兼営業部長	松浦 竜生
執行役員第2営業ブロックマネージャー	富田 大祐
執行役員経営企画本部担当部長	帆加利祥子
執行役員社長室長	溝口 貴治
執行役員経営企画本部副本部長兼経営戦略部長	佐藤 佑太
執行役員内部統制本部副本部長兼グループ内部統制統括部長	苧谷 秀信

12. 当事業年度末日の翌日以降における取締役の地位及び担当の異動は、次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
川村 仁志	取締役 (副社長執行役員内部統制本部長)	取締役	2023年9月1日
安部 徹	取締役 (専務執行役員経営管理本部長)	取締役 (常務執行役員経理財務管掌)	2023年9月1日
中川 景樹	取締役 (専務執行役員経営企画本部長)	取締役 (常務執行役員情報システム管掌兼ロジスティクス管掌)	2023年9月1日
田村 英二	取締役 (専務執行役員関連事業本部長兼A S事業部長)	取締役 (常務執行役員総務人事管掌兼総務人事部長)	2023年9月1日
根本奈智香	取締役 (常務執行役員人財開発部長)	取締役 (執行役員サステナビリティ担当)	2023年9月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、いずれも法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の全ての取締役及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、1年毎に契約更新しております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬にかかる基本方針を決議し、2023年8月29日開催の取締役会において改定しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

当社の取締役の報酬体系は、各取締役に対して企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役職や職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。具体的には、取締役の報酬は、①各取締役の役割に応じた金銭による「基本報酬」、②短期インセンティブとしての会社業績と個人のミッション達成状況からなる金銭による「業績連動報酬等」、③中長期インセンティブとしての「株式報酬型ストック・オプション」から構成いたします。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、客観的立場から当社及び当社グループ全体の経営に対して監督及び助言を行う役割を担うことから基本報酬のみを支給することといたします。

なお、監査等委員である取締役の報酬等の額は、常勤と非常勤の別、社内取締役と社外取締役の別、業務の分担等を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定し、その報酬は、客観的立場から取締役の職務の執行を監査する役割を担うことから基本報酬のみを支給することといたします。

また、中長期の業績にコミットする観点から、各取締役（監査等委員である

取締役を含む。)は、月額報酬額の一定額を当社役員持株会に拠出することにより、当社株式を取得し、取得した株式の保有を在任期中、継続する制度を設けております。

報酬決定プロセスについては、取締役及び執行役員の報酬額の決定にあたっては、社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)を議長とする任意の報酬委員会にて検討を行い、取締役会にて決議しております。また、報酬制度の妥当性については、取締役会から諮問を受けた報酬委員会にて審議し、その結果を取締役に答申しております。報酬委員会は、社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)が議長を担うとともに、委員の過半数を社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)で構成することで、客観性・透明性を強化しております。

取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針の内容は、次のとおりです。

イ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

取締役及び社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬は、各取締役の役職や職責、当社の業績、市場水準等を考慮しながら、予め定められた基準額の範囲内で決定された額を月次の報酬として支給する。

監査等委員である取締役の基本報酬は、職責に相応しいものとし、各々の果たす役割や専門知識・経験等を考慮して監査等委員である取締役の協議により、個別に決定し、月次の報酬として支給する。

ロ. 業績連動報酬等にかかる業績指標の内容の決定に関する方針

取締役に対する業績連動報酬等である業績連動報酬及び株式報酬型ストック・オプションにかかる業績指標は、企業価値の持続的な向上を図るためには収益力の向上が重要であるため、連結及び単体の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益(連結は親会社株主に帰属する当期純利益)とする。業績指標については、環境の変化に応じて報酬委員会の答申を踏まえ見直しを行うものとする。

ハ. 業績連動報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

取締役に対する金銭による業績連動報酬等は、業績指標の年度ごとの達成状況を考慮し、各事業年度終了後に会社及び個人の業績評価に応じて個人別の額を算定するものとし、在任期間中、月次の報酬として支給する。

ニ. 株式報酬型ストック・オプションの内容及びその数の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

取締役に対する株式報酬型ストック・オプションは、持続的な企業価値の増大を目的とした株式報酬制度であり、その割当て数は取締役会の決議をもって決定する。

各事業年度における単体営業利益及び連結営業利益等を業績指標とした

業績目標を定め、業績目標を達成した場合に支払うものとする。その支払時期は、対象期間の末日の属する月とする。また、退任時に限り権利行使を認めるものとする。

なお、新株予約権者の行為が、法令又は当社の社内規程等に違反したと取締役会が判断したとき、ストック・オプションに係る新株予約権割当契約書に定める事項に違反したとき、会社の名誉を毀損し、あるいは会社に著しい損害を与えたと取締役会が判断したとき、当社の事前の書面による承諾なく競業会社の役職員又は顧問等に就任したときは、累積した新株予約権を放棄するものとする。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する方針

取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会の決議に基づき代表取締役社長にその具体的な決定を一任する。

代表取締役社長に一任する権限の内容は、株主総会決議により定められた上限額等の範囲内における取締役の個人別の基本報酬の額、業績連動報酬等の額及び株式報酬型ストック・オプションの割当数の決定とする。

また、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置し、代表取締役社長が上記委任に基づき取締役の個人別の報酬等の内容を決定するに際して、予め、報酬委員会の答申を得た上で、当該答申の内容を最大限尊重することを上記委任の条件とする。

監査等委員である取締役の基本報酬については、株主総会決議により定められた上限額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により個人別の報酬額を決定する。

ヘ. 基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬型ストック・オプションの額の割合の決定に関する方針

取締役の報酬水準、並びに基本報酬、業績連動報酬等、及び株式報酬型ストック・オプションの額の相互の割合は、当社と同程度の事業規模に属する企業等を参照して決定する。具体的には、現金報酬は基本報酬50%、業績連動報酬等50%とし、株式報酬型ストック・オプションは前記ニ. のとおり、業績目標を達成した場合に付与するものとする。

取締役の一任を受けた代表取締役社長は、報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された報酬割合の範囲内で各取締役の報酬等の内容を決定する。

② 取締役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給人員 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く。)	225 [23]	129 [23]	96 [-]	- [-]	11 [4]
取締役 (監査等委員)	30 [15]	30 [15]	- [-]	- [-]	4 [3]
合計	256 [39]	159 [39]	96 [-]	- [-]	15 [7]

- (注) 1. 上記には、2022年11月17日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役が含まれております。
2. 支給人員には、報酬を受け取っていない取締役（監査等委員を除く。）1名は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2020年11月19日開催の第40期定時株主総会において、年額450百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は10名（うち社外取締役3名）です。また、2021年11月19日開催の第41期定時株主総会において、上記の報酬等の額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬限度額を年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は11名（うち社外取締役3名）です。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2020年11月19日開催の第40期定時株主総会において、年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）は3名です。
5. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容及びその選定の理由、業績連動報酬等の額の算定の方法については、「(4)①ロ、ハ、及びニ。」に記載しております。なお、業績目標に対し、2022年8月期の連結実績は、売上高は792,368百万円（目標比△13,631百万円で未達成）、営業利益は17,863百万円（目標比+2,163百万円で達成）、経常利益は20,808百万円（目標比+3,308百万円で達成）、親会社株主に帰属する当期純利益は5,765百万円（目標比△3,034百万円で未達成）、単体実績は、売上高は405,608百万円（目標比△30,391百万円で未達成）、営業利益は75百万円（目標比△2,624百万円で未達成）、経常利益は3,294百万円（目標比△1,805百万円で未達成）、当期純利益は2,057百万円（目標比△1,142百万円で未達成）となりました。
6. 取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容については、代表取締役社長社長執行役員秋保徹氏が社業全般を統括していることから、取締役会決議に基づきその具体的な決定を同氏に一任しており、一任する権限の内容は、株主総会決議により定められた上限額等の範囲内における取締役（監査等委員を除く。）の個人別の基本報酬の額、業績連動報酬等の額及び株式報酬型ストック・オプションの割当数の決定としております。また、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置し、代表取締役社長が上記委任に基づき取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容を決定するに際して、予め、報酬委員会の答申を得た上で、当該答申の内容を最大限尊重することを上記委任の条件としております。
7. 社外取締役に対する報酬及びその人数は、〔 〕内に内数にて記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役砂山晃一氏は、日本金属株式会社の社外監査役を兼職しております。なお、当社と兼職先の間には特別な関係はありません。

取締役利光剛氏は、株式会社インテンスプロジェクトの取締役を兼職しております。なお、当社と兼職先の間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 上村 武志	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。経営者としての豊かな経験と幅広い見識から、取締役会において意見を述べており、取締役の意思決定の透明性・遵法性を確保するための助言、提言を行っております。上記の客観的・中立的立場からの助言、提言は当社のガバナンスの維持・強化に反映されており、期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役 徳田 潔	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。経営者としての豊かな経験と幅広い見識から、取締役会において意見を述べており、取締役の意思決定の透明性・遵法性を確保するための助言、提言を行っております。上記の客観的・中立的立場からの助言、提言は当社のガバナンスの維持・強化に反映されており、期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役 中村 勝	2022年11月17日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。金融機関における豊かな経験と幅広い見識から、取締役会において意見を述べており、取締役の意思決定の透明性・遵法性を確保するための助言、提言を行っております。上記の客観的・中立的立場からの助言、提言は当社のガバナンスの維持・強化に反映されており、期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役 (監査等委員) 岸本 裕紀子	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。長年にわたる作家及び学識経験者としての貴重な経験と幅広い見識から、取締役会において意見を述べており、取締役の適正な意思決定を確保するための助言、提言を行っております。監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。上記の独立の立場からなされた活動は、当社の監査体制強化に反映されており、期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役 (監査等委員) 砂山 晃一	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。金融機関及び他社の監査役等で培った豊富な経験・実績・見識から、取締役会において意見を述べており、取締役の適正な意思決定を確保するための助言、提言を行っております。監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。上記の独立の立場からなされた活動は、当社の監査体制強化に反映されており、期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役 (監査等委員) 利光 剛	2022年11月17日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。経営者として、また弁護士としての豊かな経験と幅広い見識から、取締役会において意見を述べており、取締役の適正な意思決定を確保するための助言、提言を行っております。監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。上記の独立の立場からなされた活動は、当社の監査体制強化に反映されており、期待される役割を適切に果たしております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を最も重要な経営課題の一つと考えており、業績に応じた適正な利益配当の実施をその基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、当社普通株式1株当たり10円とさせていただきます。なお、年間配当は1株当たり15円（中間配当5円、期末配当10円）となります。

当社は定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けておりますが、当事業年度の期末配当は株主の皆様のご意向を直接伺う機会を確保するため株主総会の決議事項としております。

(注) 本事業報告中の百万円単位の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	247,245	流動負債	204,862
現金及び預金	75,135	買掛金	39,919
売掛金	44,540	短期借入金	78,000
商品及び製品	105,260	1年内償還予定の社債	200
原材料及び貯蔵品	575	1年内返済予定の長期借入金	20,304
番組勘定	269	リース債務	348
その他	21,662	未払法人税等	2,817
貸倒引当金	△198	契約負債	31,112
固定資産	202,595	賞与引当金	4,358
有形固定資産	83,104	店舗閉鎖損失引当金	135
建物及び構築物	25,547	資産除去債務	433
機械装置及び運搬具	3,680	その他	27,232
土地	47,747	固定負債	68,593
リース資産	1,016	社債	200
建設仮勘定	68	長期借入金	24,022
その他	5,044	リース債務	490
無形固定資産	31,990	繰延税金負債	476
のれん	5,303	契約負債	8,781
その他	26,687	商品保証引当金	178
投資その他の資産	87,500	店舗閉鎖損失引当金	387
投資有価証券	16,918	関係会社事業損失引当金	47
長期貸付金	1,798	退職給付に係る負債	19,347
繰延税金資産	20,863	資産除去債務	10,387
退職給付に係る資産	3,138	その他	4,274
差入保証金	40,641	負債合計	273,456
その他	4,880	純資産の部	
貸倒引当金	△740	株主資本	130,764
資産合計	449,840	資本金	25,929
		資本剰余金	27,081
		利益剰余金	99,438
		自己株式	△21,684
		その他の包括利益累計額	6,409
		その他有価証券評価差額金	5,517
		退職給付に係る調整累計額	892
		新株予約権	211
		非支配株主持分	38,998
		純資産合計	176,383
		負債・純資産合計	449,840

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 2022年9月1日)
(至 2023年8月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	815,560
売 上 高		815,560
売 上 原 価		597,687
売 上 総 利 益		217,873
販売費及び一般管理費		203,657
営 業 利 益		14,215
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	34	
受 取 配 当 金	308	
受 取 手 数 料	1,632	
受 取 保 険 金	335	
そ の 他	488	2,798
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	229	
持分法による投資損失	82	
支 払 手 数 料	42	
そ の 他	93	448
経 常 利 益		16,566
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	51	
受 取 保 険 金	335	
そ の 他	6	393
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	147	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	7	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,718	
減 損 損 失	4,407	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	590	
そ の 他	16	6,887
税金等調整前当期純利益		10,072
法人税、住民税及び事業税	4,177	
法 人 税 等 調 整 額	925	5,102
当 期 純 利 益		4,969
非支配株主に帰属する当期純利益		2,032
親会社株主に帰属する当期純利益		2,936

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	139,143	流動負債	169,189
現金及び預金	27,364	買掛金	33,207
売掛金	18,976	短期借入金	77,140
商品	56,522	1年内返済予定の長期借入金	15,918
貯蔵品	119	リース債務	184
前渡金	111	未払金	8,723
前払費用	4,445	未払費用	5,134
未収入金	19,174	未払法人税等	582
その他	12,433	契約負債	23,061
貸倒引当金	△4	預り金	1,840
固定資産	162,164	前受収益	189
有形固定資産	49,654	賞与引当金	2,042
建物	12,617	店舗閉鎖損失引当金	87
構築物	121	資産除去債務	274
機械及び装置	173	その他の	802
車両運搬具	1	固定負債	48,957
工具、器具及び備品	2,957	長期借入金	18,825
土地	33,400	リース債務	209
リース資産	361	退職給付引当金	16,514
建設仮勘定	19	店舗閉鎖損失引当金	98
無形固定資産	23,112	関係会社事業損失引当金	47
借地権	11,028	資産除去債務	5,291
商標権	3	契約負債	5,584
ソフトウェア	7,344	その他の	2,384
その他	4,736	負債合計	218,146
投資その他の資産	89,397	純資産の部	
投資有価証券	13,652	株主資本	78,249
関係会社株式	25,384	資本金	25,929
出資	341	資本剰余金	27,078
関係会社出資金	3	資本準備金	27,019
関係会社長期貸付金	11,862	その他資本剰余金	58
長期前払費用	2,755	利益剰余金	46,926
繰延税金資産	13,435	利益準備金	27
差入保証金	25,704	その他利益剰余金	46,898
その他	270	別途積立金	8,760
貸倒引当金	△4,012	繰越利益剰余金	38,138
資産合計	301,307	自己株式	△21,684
		評価・換算差額等	4,861
		その他有価証券評価差額金	4,861
		新株予約権	49
		純資産合計	83,161
		負債・純資産合計	301,307

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2022年9月1日
至 2023年8月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		425,526
売 上 原 価		322,494
売 上 総 利 益		103,032
販売費及び一般管理費		102,185
営 業 利 益		847
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	63	
受 取 配 当 金	1,015	
受 取 手 数 料	1,532	
そ の 他	592	3,203
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	165	
賃 貸 収 入 原 価	6	
そ の 他	19	190
経 常 利 益		3,860
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	141	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	100	
そ の 他	6	247
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	45	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	7	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,718	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	199	
減 損 損 失	1,697	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	4,010	
そ の 他	4	7,682
税 引 前 当 期 純 損 失		△3,574
法人税、住民税及び事業税	266	
法 人 税 等 調 整 額	463	729
当 期 純 損 失		△4,304

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年10月19日

株式会社 ビックカメラ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山野辺 純 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 信 治

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビックカメラの2022年9月1日から2023年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビックカメラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年10月19日

株式会社 ビックカメラ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山野辺	純	一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関	信	治

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビックカメラの2022年9月1日から2023年8月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年9月1日から2023年8月31日までの第43期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。
 - ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年10月20日

株式会社ビックカメラ 監査等委員会

常勤監査等委員 大塚 典子 ㊟

監査等委員 岸本 裕紀子 ㊟

監査等委員 砂山 晃一 ㊟

監査等委員 利光 剛 ㊟

(注) 監査等委員岸本裕紀子、砂山晃一及び利光剛は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

